

小中一貫校に関する地域説明会（朝倉地区） 会議録

1 日 時

令和7年10月27日（月）19:00～20:00

2 場 所

朝倉小学校体育館

3 出席者

- (1) 朝倉地区住民 54名
- (2) 事務局 8名

4 資料

- ・桜井東中学校区における学校統合の見直しについて
- ・質問書

5 内容

- (1) 開会の挨拶（教育長）
- (2) 概要説明（教育総務課）
- (3) 質疑応答

質問者：義務教育学校について、桜井市では初の導入ということだが、全国や奈良県下ではどのような状況にあるのか。教育委員会として、どのような点を評価して導入を決めたのか。義務教育学校は柔軟なカリキュラムを組めることだが、一般の小中学校とどのような点が異なるのか。

事務局：奈良県内では、8校の義務教育学校があります。すべてが町立あるいは村立であり、市立としての設置は県内では桜井市が初めてです。

事務局：小中一貫校は小学校と中学校で区切りがあるが、義務教育学校は1年生から9年生というかたちで継続したカリキュラムを組むことができます。新たな教科に関しては、例えば地域の良さを学ぶことに特化した教科を導入することも可能です。また、英語を小学校1年生の段階から導入すること

ともできます。子ども達の発達の速度に応じて、5・6年生で教科担任制を導入することもできます。そのような学校活動を通して子ども達に必要な力をつけさせることができます。

質問者：通学についてだが、令和10年度から令和12年度までは初瀬小学校の児童が朝倉小学校に通学し、桜井東中学校の生徒は現状通りということで良いか。令和13年度の統合からスクールバスでの通学になるのか。

事務局：令和10年度に学校を統合し、3年間は朝倉小学校と桜井東中学校を仮校舎として活用します。義務教育学校の特徴を活かすということであれば、例えば朝倉小学校に1年生から4年生、桜井東中学校に5年生～9年生が通学して専門的な教育を受けるという方法も考えられます。早急に決定をしていきたいです。

質問者：資料では朝倉小学校は災害リスクが高いとあるが、統合後の3年間は朝倉小学校に通学することに問題はないのか。

事務局：朝倉小学校は急傾斜特別警戒区域等に指定されていますが、奈良県において砂防事業を実施しているところです。朝倉小学校自体が危険という訳ではないため、通学することに問題はありません。将来的により安全に学習できる場を提供するということを考え、初瀬小学校に義務教育学校を設置するという選択をしています。

質問者：令和10年度から統合ということだが、朝倉台からの通学手段はどうなるのか。今はボランティアの見守りで安全に通学できているが、統合後に電車通学になる場合などの安全面はどう考えているのか。

事務局：通学方法としてスクールバスの導入を検討しています。

質問者：スクールバスは朝倉台や朝倉小学校から出るのか。統合まで3年しかなく保護者の不安もある中で、決まったことは順次伝えているのか。

事務局：通学方法については、令和8・9年度に設置される開校準備

委員会で意見聴取をした上で、最終的な決定をしたいと考えています。

質問者：どうして桜井東中学校区では義務教育学校を選択したのか。

事務局：義務教育学校は国や奈良県でも増えてきています。県内では王寺町が王寺北と王寺南という2つの義務教育学校を導入しています。下市町も導入しています。本市の職員もいくつかの義務教育学校を視察しています。桜井東中学校区は地域との連携を大切にしている学校であるため、地域との連携を継続するためには義務教育学校が最も適していると考えています。義務教育学校では、ふるさとについて学習する特別な教科を導入できるほか、成長に見合った学習形態を選択できます。

質問者：義務教育学校の校長は1人とあるが、教頭は何人か。現在、3校に配置されている教員は、統合することにより余るのではないか。

事務局：教頭は前期課程と後期課程で2人配置されることが一般的です。教員は小中学校の両免許を保有する者が配置されます。小学校は2校を1校にするため減ることになりますが、奈良県の配置に従い異動します。奈良県の仕組みとして、統合すると数年は定員以上に教員が配置されます。

質問者：初瀬小学校をリニューアルする際は、エレベーターの設置をお願いしたい。

事務局：エレベーターは設置するということで検討していますが、既存校舎を活用するため設計段階での判断になります。

質問者：現在1年生で入学している児童の卒業式はどうなるのか。降雪時に公共交通が利用できることがあったが、災害発生時の通学はどうなるのか。安全面はきちんと確保できるようにして欲しい。

事務局：義務教育学校は、入学式は1年生、卒業式は9年生です。小学校の課程を修了した際にセレモニーをするなどの例もあり、学校運営の中で柔軟に対応することは可能です。災

害に関してはそれぞれの学校の体育館が避難所にも指定されていることもあります、危機管理課と連携して避難路などを確保したいと考えています。また、学校にいる時に災害が発生した場合は、学校内で安全を確保できる体制が取れるように検討していきます。

質問者：特別支援が必要な子どもは小学校卒業後に養護学校などに入学する場合が多いが、9年制の場合、特別支援の教育方針はどうなるのか。

事務局：義務教育学校となっても、特別支援が必要な子どもへの対応は同じように行います。特別養護学校へ通学することになった場合は、前期課程修了時やその少し前から子どもの様子を見て保護者への相談を行い対応します。義務教育学校になっても特に変わることはありません。

質問者：令和10年度から令和12年度までの運動会は別々に開催するのか。

事務局：学校行事は1年生から9年生までが交流しながら同じ場所で行うことを見定しています。詳細については開校準備委員会で検討していきます。

質問者：初瀬小学校の改修後は車いすが使用できるようにして欲しい。

事務局：学校施設のバリアフリー化について検討することを考えています。

以上